

黒瀬川生活排水対策推進計画

令和4年3月改定版

東 広 島 市

目 次

第 1 章	黒瀬川生活排水対策推進計画の概要	1
1	計画の策定	1
2	計画の改定	1
3	生活排水対策推進計画改定の対象地域	1
第 2 章	黒瀬川水系の水質推移	2
1	黒瀬川水系の水質	2
2	平成 17 (2005) 年度以降の動向	4
3	環境基準未達成の理由	4
第 3 章	生活排水対策推進計画の実施に関する基本的方針等	5
1	推進計画の目的	5
2	基本方針	5
3	対象水域の目標水質と達成年度、施策目標	6
第 4 章	生活排水対策のための諸施策	8
1	生活排水対策の基本認識	8
2	行政の取組み	10
3	市民の取組み	13
4	事業者の取組み	15
第 5 章	その他の生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項	16
1	関係部局間の連携に関する事	16
2	関係市町の連携に関する事	16
3	関係する他の計画との調整に関する事	16
4	環境情報の提供に関する事	16

第1章 黒瀬川生活排水対策推進計画の概要

1 計画の策定

平成2（1990）年の水質汚濁防止法等の一部改正により、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域を対象に、広島県知事が黒瀬川流域（下水道処理区域を除く）を生活排水対策重点地域として指定した。

公共用水域の水質汚濁状況や地域の自然的、社会的な特性を考慮し、公共下水道や農業集落排水施設の整備計画との整合を図りながら、総合的な生活排水対策を推進するため、平成6（1994）年3月に旧東広島市が、同4月に旧黒瀬町が、「黒瀬川生活排水対策推進計画」を策定した。

計画策定当時（平成5（1993）年度）の生活排水の排出状況は、市の総人口（104,450人）の約20%が水洗化・生活雑排水処理を行っていたが、残りの約80%に該当する約83,000人は生活雑排水未処理の状況であった。

このため、黒瀬川本流のBOD（生物化学的酸素要求量）年間値も切川地点から東広島市域最下流の樋の詰橋地点まで全域で2mg/Lを大きく上回っていた。

こうした背景から、本計画は令和3（2021）年度を水質改善目標の達成年度とし、またBOD2mg/Lを目標水質として生活排水対策に係る啓発事業、生活排水処理施設の整備並びに家庭内での汚濁負荷低減対策を円滑にできるような事業の実施手順、組織、体制等を定め、黒瀬川水系の水質改善に取り組んできた。

2 計画の改定

平成17（2005）年2月の市町合併に伴う計画の改定を行っている。また、現計画は令和3（2021）年度までの計画であるため、黒瀬川水系の水質動向や、平成17（2005）年度以降の傾向等を踏まえ計画を改定する。

3 生活排水対策推進計画の対象地域

計画の対象地域は、本市域で生活排水対策重点地域に指定された黒瀬川流域のうち、下水道処理区域を除く地域とする。

(1) 生活排水対策重点地域の名称

黒瀬川流域生活排水対策重点地域

(2) 指定の理由（平成4年3月30日指定）

黒瀬川は水道水源等に利用されているが、その水質は環境基準を達成しておらず、生活排水が汚濁の大きな要因を占めている。また、今後も各種の開発により、一層の水質汚濁が予想されることから、水質を保全するためには生活排水対策の推進が特に必要となっている。

第2章 黒瀬川水系の水質推移

1 黒瀬川水系の水質

表1 公共用水域の水質の調査結果

平成17(2005)年度～令和2(2020)年度 黒瀬川水系水質調査結果(BOD 年75%値)

番号	測定地点名	類型	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1	米満川上流	A	1.2	0.7	1.0	1.7	1.4	1.7	1.5	1.3	1.7	1.6	1.4	1.4	1.5	1.2	0.9	1.3
2	深堂川	—	6.5	4.1	6.0	5.0	6.0	9.2	5.2	6.1	5.6	4.5	4.0	3.2	3.6	4.6	3.0	2.4
3	切川	A	3.6	3.0	2.6	3.2	2.5	2.4	2.3	2.4	2.6	2.4	2.2	2.2	3.0	2.6	1.8	1.6
4	番蔵川	—	4.3	4.0	4.7	3.9	3.0	3.2	3.3	7.0	7.1	4.8	4.6	4.7	4.7	5.4	4.7	4.9
5	石ヶ瀬橋上流	A	4.0	2.8	4.6	4.6	4.7	5.5	3.3	4.8	4.4	4.1	4.1	3.9	4.9	3.5	2.8	3.0
6	中川	—	2.6	1.5	2.4	2.5	3.1	3.4	2.3	2.7	2.4	2.8	2.8	2.5	3.0	2.6	2.0	1.7
7	和泉橋上流	A	3.2	2.0	2.8	3.1	3.7	3.6	2.4	3.2	3.6	3.8	3.2	3.2	3.6	5.4	3.2	2.5
8	三永貯水池入口*	A	3.2	2.6	2.7	3.9	2.8	3.2	3.2	2.7	2.6	2.1	2.0	2.2	2.7	2.1	2.8	2.5
9	高尾*	A	1.1	1.0	0.8	1.2	1.3	1.8	1.4	1.6	1.3	1.6	1.4	1.6	1.3	1.8	1.4	1.7
10	黒瀬川下流	A	5.9	4.8	3.0	5.1	5.6	2.6	2.9	5.5	4.3	7.4	6.2	7.8	6.6	6.6	6.6	4.1
11	道の駅・産業団地入口	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.6	1.3	1.4	1.5
12	温井川上流	A	1.9	1.3	1.8	2.4	2.8	2.6	1.7	1.7	1.9	2.0	2.0	1.9	2.1	2.2	1.4	1.1
13	温井川*	A	1.6	1.6	0.8	1.0	1.0	1.9	1.5	1.4	1.2	1.7	1.5	1.7	1.7	1.4	1.5	1.9
14	古河川2*	A	1.4	1.5	0.9	2.0	1.4	1.9	1.7	1.7	1.4	1.6	1.8	1.5	1.3	1.4	1.3	1.8
15	松板川*	A	1.0	0.9	0.6	1.3	0.9	1.6	1.1	1.3	1.2	1.2	1.4	1.3	1.0	1.4	1.5	1.4
16	樋の詰橋*	A	5.4	4.3	6.9	5.7	2.5	4.6	3.8	5.9	2.8	4.4	2.7	3.6	3.3	2.4	4.5	3.8
17	竹保川	—	0.8	0.6	0.9	1.9	1.4	1.4	1.3	1.0	1.1	1.7	1.8	1.4	1.4	2.1	1.0	0.8
18	光路川	—	10	2.1	3.0	4.1	3.5	4.4	2.4	3.0	3.0	2.8	2.6	2.3	3.3	1.8	1.8	2.1
19	笹野川	—	5.1	2.9	4.1	4.7	3.3	4.0	2.9	3.3	3.1	3.9	3.0	2.9	1.8	2.8	1.2	1.4
20	呉・黒瀬境界	A	2.1	1.6	1.5	2.0	1.6	2.1	1.7	1.9	2.0	2.0	2.1	1.9	2.3	3.0	3.8	2.2
21	イラスケ川	A	1.5	1.2	1.0	1.6	1.1	1.6	1.7	1.5	1.8	1.6	1.6	1.3	1.4	1.7	1.8	1.4

(注) ※印は環境基準点を示す。

■は環境基準値を上回る結果を示す。

広島県・呉市の測定を含む。

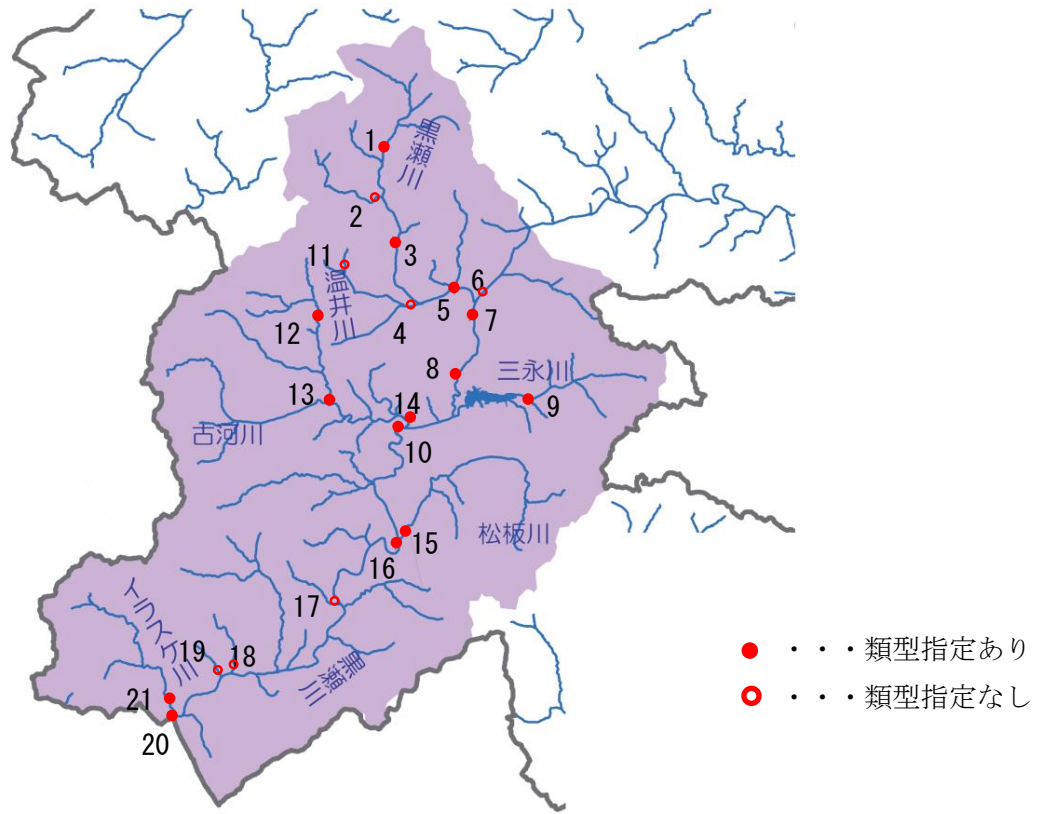


図1 黒瀬川水系水質調査地点図

2 平成17（2005）年度以降の動向

本市においては平成17（2005）年の市町合併以降も人口増の傾向が続いている。特に黒瀬川流域上流部に該当する西条町、八本松町は人口集中地区であるうえ、近年の人口増が顕著である。一方、黒瀬町では緩やかな人口減が見られるものの、人口は比較的多い地区である。

しかしこのように流域周辺において人口集中が見られるものの、一部を除き各水質測定地点におけるBOD年間値は、悪化している傾向は見られない。（表1）

例えば深堂川上流域に位置する八本松町飯田地区、笹野川、光路川上流域の黒瀬町檜原地区で下水道整備が進んだことにより、近年堅実な水質改善が見られる。また、大部分が下水道計画区域外である西条町下見地区は世帯数・人口ともに増加の傾向を示しているが、その水域にある番蔵川における水質は、改善の傾向はみられないものの、悪化はしていない。

污水处理施設の普及状況の指標となる污水处理人口普及率は、令和2（2020）年度末において、87.1%となっており、当年度末の行政区域内人口が188,969人であるため、市全体では約24,000人が排水未処理と推計される。この数値は黒瀬川流域に限定したものではないが、流域における污水处理人口は浄化槽や公共下水道の整備により、年々着実に増加しており、污水適正処理構想における令和13（2031）年度の污水处理人口普及率の目標値97.3%を目指すことで、排水未処理人口は、さらに減少するものとしている。

一方で、都市の発展や経済活動により、下水道終末処理施設である東広島浄化センターが担う処理水量も増加しており、河川水量の少ない黒瀬川上流域においては、この排出水が河川に与える影響が年を追うごとに大きくなっていることも事実である。

3 環境基準未達成の理由

平成4（1992）年3月、黒瀬川流域は「生活排水対策重点地域」に指定され、清らかな水等の「水環境」が「地域で生活する人々の生存や生産活動の共通の基盤であるとともに、有限な資源である」との認識の下に、地域開発、地域振興に併せて、水質汚濁の防止等の観点からも各種施策を展開してきたが、水環境の改善は環境基準の達成にまでは至っていない状況にある。

この主要な原因として、以下のことが考えられる。

- ① 本市の下水道処理人口普及率は令和2年（2020）年度末で46.4%であり、国や広島県の普及率と比べ低い水準となっている。
- ② 生活雑排水の処理は、個人管理による浄化槽による割合が高くなること。
- ③ 浄化槽処理水は未処理の生活雑排水と比較すれば、格段に汚濁負荷は少ないが、処理水そのものは周辺の公共用水域に排出されること。
- ④ 河川水量が少ない黒瀬川上流域に人口集中地区が存在するため、浄化槽や污水处理施設から大量の処理水が排出されており、河川水によるBOD濃度の十分な希釈が期待できないこと。
- ⑤ 浄化槽の適正管理と処理水の水質に関する啓発活動の推進が十分でなかったこと。

第3章 生活排水対策推進計画の実施に関する基本的方針等

1 推進計画の目的

本計画は、黒瀬川水系の水環境を総合的に保全・活用していくための基本的な事項である「生活排水対策推進計画」の下、定められた計画目標として将来における黒瀬川水系の水環境に係る目標水質（BOD 2 mg/L）を令和13（2031）年度末に達成するため、本対象流域を流域河川に分割し、それぞれの河川に対して、環境特性等を踏まえ改善のための具体的施策を検討し、流域として水質目標を達成するための環境保全上の実施すべき施策の見直しを行うものである。

なお、黒瀬川流域における環境特性は以下のとおりである。

- ① 黒瀬川の支流を含む30の流域の水質には、環境基準を既に十分に達成している流域から環境基準を超過する汚濁の進行した流域まで、流域間で大差があること。
- ② 本市の黒瀬川流域は上流域にあたり、河川水量が少ないこと。
- ③ 河川構造の改善により自浄効果が見込まれること。
- ④ 黒瀬川流域全般にわたって親水空間の整備や野生生物に対する配慮が足りていないこと。

これらの環境特性を踏まえ、行政、市民、事業者が、それぞれに求められる取組み等を示すこととする。特に、市民が主体的に周辺環境を認識し、その中から課題を見つけ、この課題を地域共有の問題として認識し、改善のために行動することが大切であり、行動を通して新たな課題が発見され、より一層の改善効果が生み出されることとなる。

また、地域に係る行政、事業者全てが自らの立場でこれに協力していく必要がある。本計画は、水質改善のための施策の見直しとともに、これを基に行政、市民・事業者が継続的な実践活動を通じて水質改善を図ることを目的とする。

2 基本方針

黒瀬川流域は、清澄な水を背景に古くから集落が形成され、宿場や稲作地帯として栄えた地域であり、広島中央テクノポリスの中軸として、広島大学の統合移転や、工業団地等の建設、道路の整備も進められる等、地域開発が盛んに行われて来ており、地域経済の活性化に期待が寄せられている。

そういった背景の下、黒瀬川水系は水道用水をはじめ工業用水、農業用水等に利用される等、重要な水源とされるため、「黒瀬川生活排水対策推進計画」を策定し、水環境の改善に取り組んできたところではあるが、環境基準の達成にまでは至っていない状況にある。

このため、今後も本計画に基づく取組みを推進し、広く市民へPRして水環境に対する理解を深め、水質改善に向けた取組みを強化することとする。

また、河川整備に際しては、国土の保全のために必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川の環境を保全することとする。

なお、施策の展開に当たっては、目的達成への効果を上げるため、水質汚濁が進行している地域を優先的に実施することを基本とするとともに、取組結果は毎年度検証して、次年度の取組みにつなげていくこととする。

また、「東広島市総合計画」はもとより他の関連計画と整合を図り、必要に応じて適切に見直しを行うものである。

基本方針

発生源対策	→ 下水道や浄化槽の整備・普及促進
生活雑排水の適正な処理	→ 浄化槽の適正管理 汚濁負荷低減対策
その他	→ 指導・監視・啓発等 環境関連施策の推進

3 対象水域の目標水質と達成年度、施策目標

本計画の対象地域は、西条町、八本松町、黒瀬町のうち黒瀬川流域とする。

なお、黒瀬川流域外の東広島市内の水系については、本計画の対象地域外であるが、本市としては、本計画とほぼ同様の基準（原則）で水質改善に取り組む。

－目標水質－

改定に際して目標水質は下表のとおりとする。河川水質の代表的な指標である BOD について、将来において水質環境基準を早期に達成することとし、この目標水質を達成するために、流域の支川においても、水質の改善に努めることとする。

水域名	類型	目標水質 (BOD)
黒瀬川 (全域)	A	2 mg/L
三永川 (全域)		
温井川 (全域)		
古河川 (全域)		
松坂川 (全域)		

(注) 2 mg/L は、A 類型河川の環境基準である。

－達成年度－

本市の、黒瀬川生活排水対策推進計画改定に伴う目標年度は、令和 13 (2031) 年度とする。

水質改善目標の達成年度 令和 13 (2031) 年度

－施策目標－

施策目標は以下のとおりとする。

排水未処理家屋の浄化槽転換基数 130 基/年 汚水処理人口普及率 97.3%の達成

第4章 生活排水対策のための諸施策

1 生活排水対策の基本認識

公共用水域の汚染は、かつて工場や事業所等から排出される産業排水がその主な原因であったが、水質汚濁防止法等の法令に基づく排水の規制がなされた結果、現在は一般家庭から排出される生活排水が主要な原因となっている。

生活排水対策の実際的な成否は、市民の理解と協力に大きく影響される。市民個々が自分たちの生活する周辺の側溝や排水路等の住環境、更には汚濁した河川、ため池等の水環境に目を向け、生活排水が汚濁の主因となっていることを認識し水質浄化に対する意識をもつことが必要であるので、啓発活動を施策の柱として目標水質達成を目指す。

行政、市民、事業者に求められる取組み一覧は、表 3-1 のとおりである。

表 3-1 行政・市民・事業者の取組み

<p>行政の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○汚水処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水適正処理構想に基づく汚水処理施設の効率的な整備 ・東広島市下水道未普及解消整備計画による下水道の早期概成 ・小型浄化槽設置整備事業による浄化槽の設置支援 ○生活雑排水の汚濁軽減の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動による市民意識の向上 ・監視・観測態勢の整備・充実 ・関係市町と連携した生活排水対策の推進と啓発活動の協力体制作り ・環境情報の提供 ○河川整備 <ul style="list-style-type: none"> ・水環境を踏まえた河川周辺整備 ・野生生物への配慮 ○周辺環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・森林による水源かん養の充実を図る ○市民活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市民や団体等との連携
<p>市民の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生活雑排水の汚濁の低減 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の水環境への認識の向上 ・水環境の改善行動の積極的な参加、協力 ○家庭や地域での取組み <ul style="list-style-type: none"> ・台所対策（調理くずの排出抑制や廃食用油の適正処理） ・洗剤対策（洗剤の適正使用） ・風呂対策（残り湯の再利用） ・浄化槽の適正管理 ・その他の対策（水辺環境の保持） ○学校での取組み <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の推進
<p>事業者の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した事業活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・法令の遵守による排水対策の推進 ・東広島市の生活者の一員として水環境の重要性を認識し、啓発活動に積極的に参加 ・浄化槽の適正管理

2 行政の取組み

(1) 汚水処理施設の整備に関する事項

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、次の方針に基づき公共下水道や浄化槽等の汚水処理施設の整備を図る。

- ① 東広島市汚水適正処理構想、下水道未普及解消整備計画に基づき、下水道の整備を促進するものとし、下水道を整備することとした区域外においては、浄化槽の設置を推進する。
- ② 排水未処理の家庭は、個別の状況を勘案しつつ浄化槽への転換を図る。

ア 公共下水道事業、農業集落排水事業

公共下水道未普及地域においては東広島市未普及解消整備計画に基づき下水道の整備を促進する。また、浄化センターの適切な運転維持管理により、河川水質への負荷を極力軽減させる。

イ 小型浄化槽設置整備事業

し尿や生活排水を処理する小型浄化槽の普及促進を目的としたもので、個人が設置する小型浄化槽に転換する個人に対して、設置費用等の一部を補助する。

ウ その他の生活排水処理施設の整備について

生活排水は、下水道等を整備して処理されることが望ましいが、その整備には長い時間を要するうえ、膨大な経費を伴うものであることから、家庭から排出される汚濁を低減するための方策を多様に用意することが望ましい。

このため、県、市、地域住民や関係団体の連携の下に、地域ぐるみのコミュニティ活動や家庭等の汚濁負荷低減対策を実施していくとともに、水質汚濁についての認識を深め、「水を大切にする」意識の定着を図り、広く生活排水対策について普及啓発を努める。

(2) 生活雑排水の汚濁軽減の推進

黒瀬川水系での汚濁負荷の大半は生活排水によるもので、目標年度の令和 13（2031）年度に環境基準を達成するためには生活雑排水による汚濁負荷を低減することが必要である。したがって、汚濁負荷低減につながる啓発については、行政が市民に水質や汚濁原因等の現状を理解するための情報を提供することが必要である。

この場合、以下のとおり生活排水処理施設の整備状況に対応した情報提供を行う。

- ① 排水未処理世帯へは、汚濁負荷の低減のため、浄化槽の設置が必要であること。
- ② 浄化槽設置世帯へは、浄化槽の適正な維持管理が必要であること。
- ③ 公共下水道整備区域内の未接続世帯へは、早期接続への取組みが必要であること。

これらの現状認識の下で市民の取組み結果を検証するため、黒瀬川水系での水質を継続して把握することにより、次の啓発へフィードバックさせるとともに更なる取組み結果を検証する。こうした一連の活動を繰り返し行うこととする。

また、家庭での汚濁負荷低減の基本的な取組みである「油を捨てないこと」、「三角コーナー等で固形物のごみを除去すること」、「洗剤やせっけんの使用は適量にすること」の3点で約3割の汚濁負荷低減が可能であるとの研究結果や、多くの人が毎日食する米のとぎ汁がちゅう房からの汚濁負荷量の約4割に相当するとの研究報告もあり、各家庭からの汚濁負荷の低減に取組みに有効である。

さらに、事業所においても地域の一員として、また排出者としてこれらの行動に参画することが重要であることから、行政は啓発活動と併行して事業所の排水についての実態把握を強化するとともに、必要に応じて水質汚濁防止法に基づく指導等を行う。

ア 啓発活動の事業計画

啓発活動を有意義なものとするためには、啓発に関する基本認識を踏まえ、市民と行政が一体となって実践することが必要である。このため、地域の特性に応じた効果的な啓発活動の内容を検討し、生活雑排水対策に関する多種多様な普及啓発活動を積極的に進め、黒瀬川の水質改善を実現する。

市民による組織的、主体的な取組みを推進するために、次のような啓発活動を行うものとする。

(広報)

生活排水対策の必要性、実践活動の内容等について、広く市民の理解と協力を得るために、広報を行う。

(啓発資料)

啓発用パンフレット、ポスター等の配布等人目を引くPR活動を実施する。

(学習会)

地域住民の理解と協力を得るために、黒瀬川の汚濁状況、生活雑排水対策の必要性、浄化槽の導入促進、環境にやさしい台所、上手な洗濯方法等を学習内容とする学習会を開催する。

(水質調査)

実践活動による水質の改善効果を把握するために地域内の河川や用排水路等の水質調査を実施する。

イ 啓発活動の推進計画

黒瀬川やその支流・水路の水質汚濁の大きな要因である生活排水については、各家庭での汚濁負荷低減対策の実施により相当の効果が期待できることから、市民の生活排水に対する意識の啓発が重要である。

しかしながら、行政側からの一方的な施策のみや、反対に市民側のみの活動だけでは十分な成果は期待できない。

よって、啓発に係る事業の実施に当たっては、継続的な啓発活動を実施するとともに、従前より活動を行ってきた各種団体の事例を他の地域で講演することで、新たな活動のきっかけとなる環境リーダー等の育成を図っていくこととする。

(3) 河川整備に関する事項

河川の整備について以下のとおり展開する。

① 河川整備の方向性

多様な河川の環境を保全して、できるだけ改変しないようにし、また改変する場合でも最低限の改変にとどめるとともに、良好な自然環境の復元が可能となるように川づくりを行う。

② 河川整備の基本的な考え方

ア 多様な河川形状の保全

川づくりに当たっては、雨水等を安全に流下させるとともに、生物の多様な生息・生育の場を確保することに努める。

イ 連続した環境条件の確保

河川は上流から下流まで連続であるだけでなく、周辺の支川や水路、水田や樹林地等とのネットワークを形成し、生物の生息・生育環境に大きな影響を与えている。

このため、上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保するとともに、周辺とのネットワークを断ち切らないように努める。

ウ 注目すべき生物の保全

生物の多様な生息・生育の場の確保に寄与するため、その地域の良好な環境を代表あるいは指標する生物を含めた生態系を保全するよう努める。

エ 水の循環の確保

雨は地表から地下に浸透し、地下水や湧水となって時間をかけて徐々に川に流出する。このような水は清冽で、水温もほぼ一定であるため、そこでは本流と異なった環境が形成され、河川環境の多様性を増す重要な要素にもなっている。このため、陸域から水域にかけては自然の水の流れを遮断しないように透水性のあるものにする等、水の循環の確保に努める。

(4) 周辺環境の整備に関する事項

河川流域の周辺環境の整備も積極的に進めていく。

流域植生やため池等の周辺環境は、汚濁物質の自浄作用も期待できる。

中でも、森林のもつ環境保全に対する機能を発揮させることが重要であるので、浸透保水能力の高い良好な森林土壌が形成されるように流域の特性にあった森林施行を推奨し森林の有する公益的機能（水源かん養等）の充実を図っていく。

(5) 市民活動の支援に関する事項

水環境の保全について、住民と活動団体に期待される役割は非常に大きい。そこで、本市においては黒瀬川の水質改善に関する市民、生徒、団体等からの提案を積極的に聴取する体制を整える。また、誰もが参加できる環境教育のための出前講座を提供する。

3 市民の取組み

(1) 生活雑排水の汚濁の低減

黒瀬川水系において、河川の環境基準を達成するためには、公共下水道の整備、浄化槽の普及に加えて、各家庭の台所、風呂場、洗濯物から発生する生活雑排水中の汚濁負荷を低減することが必要である。

このためには、黒瀬川の現状に対する市民の関心を高め、水環境の現状と望ましい姿を学び、水環境の保全に積極的に参加し、協力していく取組みを展開する。

(2) 家庭や地域での取組み

汚濁負荷低減のため、家庭や地域においては次のような取組みを推進する。

ア 家庭

一般的な生活における水使用量と BOD 汚濁負荷量は表 3-2 のとおりであり、1 人 1 日あたりの BOD 汚濁負荷量は 43g で、このうち、台所から発生する負荷量が全体の 40%に相当する 17g である。

家庭での汚濁負荷低減対策の体系は表 3-3 のとおりであるが、特に米のとぎ汁を台所から流さないことや食器についた油等の汚れをゴムヘラ、キッチンペーパー等で取り除いてから洗うこと等が有効である。

表 3-2 一般的な生活における水使用量と BOD

区分		水量 L/人・日	BOD 量 g/人・日
し尿	トイレ	50	13
生活雑排水	台所	30	17
	風呂	60	9
	洗濯等	60	4
合計		200	43

表 3-3 家庭での汚濁負荷低減対策

実践活動項目		実践活動の内容
台所対策	調理くず等の排出抑制	① 三角コーナー、ストレーナー等目の細かい網等を設置することにより、調理くずや食べ残しを流さない。 ② 食器についた汚れをゴムヘラ、キッチンペーパー等で取り除いてから洗う。 ③ 酒、ビール、煮汁、味噌汁等は残さないようにしてなるべく流しから流さない。 ④ ディスポーザー等水環境に悪影響を与える機材を使用しない。 ⑤ 調理くず等は、生ごみとして収集に出すかコンポスト処理を利用して堆肥化する。 ⑥ 米のとぎ汁は、庭木や畑等に散水する。
	廃食用油の適正処理	古新聞等に吸い込ませたり、固形剤を利用して廃食用油を固形化してごみ収集に出す。
洗剤対策	洗剤の適正使用	① 無リン洗剤を使用する。 ② 計量カップを使って適量使用する。
風呂対策	残り湯の再利用	風呂の残り湯を洗濯等に再利用する。
浄化槽対策	浄化槽の適正管理	法が定める清掃、保守点検、法定検査を定期的実施し、浄化槽の適正管理に努める。
その他の対策	水辺環境の保持	① 地域ぐるみで側溝や川の定期清掃を行う。 ② 側溝や川にごみ等の不法投棄をしない。

イ 地域

実効性のある汚濁負荷低減のため、各種団体の協力の下、多面的な分野からの組織的取組みが必要である。また、地域の取組みとしては、地域ごとの河川水質や河川構造、排水処理形態又は各家庭での取組み状況等を勘案し、地域ごとの努力目標の設定や取組み計画を企画することも有効である。また、取組みの地域の選択については、河川の汚濁が著しいところから行う等の工夫をする。

(3) 学校での取組み

持続可能な社会の担い手である子供たちが学校で環境について考え、様々な活動をすることは、教育的な意味でも、地域の環境を将来にわたって保全していく上でも重要な事であり、子供の時からの環境教育は未来への啓発活動となる。

また、学校での活動が家庭や地域の活動に影響を及ぼし、お互いに連携しあっていくことで、啓発活動としての効果がより一層高まることが考えられる。

学校での活動として、例えば、以下のような取組みが考えられる。

- ① 環境教育（総合学習の展開・実施の中で）の中で環境学習として、身近な川の学習を行う。
（観察、調査、体験、発表会）
- ② P T A（保護者）への協力依頼（家庭での取組み）
- ③ 学校給食での学び（学校での学びを家庭へ導入）

4 事業者の取組み

事業者においては、環境に配慮した事業活動を進めることが重要である。このため、環境関連法令・規則を遵守し万全の排水対策を講じることが必要である。

また、地域社会の一員として、水環境の重要性を認識し啓発活動に取り組むことも必要である。

第5章 その他の生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

1 関係部局間の連携に関すること

生活排水対策を総合的にかつ効果的に推進するための関係部局と連絡調整を行い、これを推進する。

2 関係市町の連携に関すること

関係市町相互の調整と計画の進行管理等を行うとともに、特に啓発活動における協力体制づくりに努力する。

3 関係する他の計画との調整に関すること

公共下水道事業、農業集落排水事業、小型浄化槽設置整備事業においての大幅な変更が行われる場合、関係計画と調整を図りつつこれを推進するものとする。

4 環境情報の提供に関すること

河川の現状について、環境白書の発行や水質検査結果をオープンデータ化する等、情報の共有化を推進する。